

大阪レビュー H28.11.5(土)

水道に関するPPP／PFIの取組状況



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 水道課

水道事業を取り巻く状況と対応策の検討について

現状と課題

我が国の水道は、**97.8%の普及率**^{※1}、「安全でおいしい水」を達成。一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業者ほど深刻な状況にある。

※1 H26年度(水道統計)

①人口減少に伴う水需要の減少

- ・ 約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)^{※2}
- ・ 水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少^{※3}。

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))

※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H21実績)をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計

②水道施設の老朽化等

- ・ すべての管路を更新するには約130年かかる想定。
- ・ 耐震適合率は36.0%にとどまり^{※4}、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- ・ 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度 約100% → H26年度 約70%)^{※5}

※4 基幹管路。H26年度全国平均(水道統計)

※5 S40年度、H26年度(水道統計)

③職員数の減少

- ・ 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減^{※6}。
- ・ 特に中小規模の事業者において、職員の高齢化も進行。

※6 H26年度(水道統計)

④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

- ・ 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)^{※7}。

※7 総務省平成25年度地方公営企業年鑑

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道事業の基盤強化**を図ることが必要。

専門委員会における検討

厚生科学審議会生活環境水道部会に設置された「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において平成28年3月から議論を進め、年内にとりまとめを行っていただく予定。

広域連携の推進、適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定、**官民連携の推進** 等

主な論点

- 水道事業におけるPFIやPPPの動きが遅い理由として、事業を任せられる事業者が少ないことや、事業者とうまく対話できていないことがあるのではないかな。
- 地元技術者の育成や雇用の確保の観点から、官民連携の推進を議論するべきではないかな。
- 水道事業の基盤強化の観点から、技術力や人が不足している中小の水道事業体については、通常の民間委託や包括委託を強化していくことも重要ではないかな。
- 技術力や責任体制がしっかりしており、民主的で公平な運用ができる協同組合を中小企業庁が証明している官公需適格組合制度や、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)における地域の社会資本を維持するために地元情報に精通した者を活用すべきとの方針を、官民連携においても活用できないかな。また、工事発注を迅速化するため、DB(デザインビルド)を管路更新に関する工事発注においても導入してはどうか。
- 官と民の関係性について、水道事業者や民間企業の参考になるモデルケースを示すべきではないかな。
- 官民連携の推進に当たり、制度上障害となっているものがあるとなれば、除去していくことが必要ではないかな。



対応の方向性

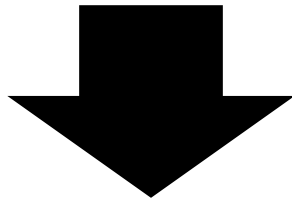
- 官民連携には、水道事業の個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、技術上の業務や施設の建設・維持管理等を水道法の責任とともに委ねる第三者委託、DB、PFIの活用など様々な連携形態がある。
国は、各水道事業者が、各々の事業のあり方を踏まえた上で、水道事業経営における多様な選択肢として、官民連携に一層取り組みやすくなるよう、その検討等に当たって必要となる情報や留意点を、先進のモデル事例や官民連携推進協議会での議論等を踏まえながら、詳細に提供していくことを検討。

コンセッション制度を活用する場合の課題に対する対応について

【専門委員会における検討】

主な論点

- コンセッション方式においては、災害対応時等、責任の一部が地方公共団体に残る場合もあるとの想定があるにもかかわらず、現行の水道法上は認可を取得した運営権者に全責任がかかることとなり、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
- 運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかとの懸念があることや、地方公共団体が認可を持っておらず、水道法上の責任を持つ根拠がないことも、地方公共団体がコンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。
- 民営水道事業者は水道料金について認可を受けなければならないことと、コンセッション制度利用については、水道料金の範囲等は議会です承されることとされていることとの関係について、整理すべきではないか。



対応の方向性

- 官民連携のうち、コンセッション方式については、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業において現実的な選択肢となり得るよう、官民の権利・義務関係の明確化、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を検討。

(参考)水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※1及び「実施例」	官民連携推進への厚生労働省の取組
個別委託 (従来型業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務など 	854箇所(489事業者)	<p>(これまでの取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>制度的対応</u> <ul style="list-style-type: none"> 【・PFI法の制定(平成11年)】 ・水道法における第三者委託制度の創設(平成14年)
個別委託 (包括委託)	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の業務委託よりも広範囲にわたる複数の業務を一括して委託 	307箇所(111事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携推進協議会の開催(平成22年～) ・「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月)
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合があります)	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託 	<p>民間:172箇所(46事業者)</p> <p>「箱根地区水道事業包括委託」ほか 事業者:15箇所(9事業者)</p> <p>「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平成28年度予算における支援措置</u> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業への交付金措置 ・官民連携の検討を促進させるためのコンサルタントによる助言等
DBO※2	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設計・建設・運転管理などを<u>包括的に委託</u> 	<p>4箇所(4事業者)</p> <p>「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>PFI事業・コンセッション事業拡大への対応</u> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう補助金の交付要綱を改正
PFI※3	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して<u>包括的に実施する方式</u> 	<p>12箇所(8事業者)</p> <p>「横浜市川井浄水場再整備事業」</p> <p>「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか</p>	
公共施設等運営権方式(コンセッション方式)※PFIの一類型	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式 	(未実施)	

※1 平成27年度実施中のもの(厚生労働省調べ:調査対象は全国約1,660箇所の水道施設、902事業者)

※2 DBO:(Design Build Operate)公共が資金調達を担い、設計・建設、運営を民間に委託する方式

※3 PFI:(Private Finance Initiative)公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式

(参考)官民連携等基盤強化支援事業について

(事業目的)

PPP/PFI事業の導入にあたり、コンセッション方式等を選択肢として検討する、モデルとなる地方公共団体（水道事業者）を支援し、その検討結果を公表し、全国に展開することで、地方公共団体におけるコンセッション方式等のPPP/PFIの検討・導入を促進。

(事業概要)

- ・官民連携等基盤強化支援事業費（0.1億円 実施主体：国）
- ・当該地方公共団体の現状に則して、複数のPPP/PFI手法について、導入に向けた課題や有効性を比較検討。
- ・比較検討の結果、最適と考えられるPPP/PFI手法を活用した事業実施方策を作成。
- ・比較検討結果及び事業実施方策を公表。

(参考) 地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ

○水道分野における官民連携推進協議会の開催

- ・平成27年度は、富山(7/28)、東京(10/2)、大阪(12/4)、広島(2/5)の4か所で開催
- ・平成28年度は、東京(8/22)、愛知(10/5)、宮城(12月)、福岡(2月)の4か所で開催予定

○「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成（平成26年3月）

- ・従来のPFI導入検討の手引き等を再編し、コンセッション方式の導入に向けた検討にかかる内容等の充実



会場の模様